

## 南三陸町全域で

## 3,000㎡以上の土地の開発行為については届出が必要です

建築物の建築等で土地の整備を行う場合の土地利用計画、保全計画等を指導するため、開発指導要綱により、3,000㎡以上の土地の開発行為については届出が必要になります。

合併に伴い、歌津地区も適用になります。

詳細については、建設課に問合せください。

◇問い合わせ 建設課 都市住宅係 ☎ 46-2600

## 新松原住宅入居者募集について

新松原住宅の1棟目が10月末に完成します。この住宅には、取り壊し予定の町営住宅に入居中で希望する方が優先入居することになります。

その結果、空家が4戸ありますので、申込資格条件に該当し、入居を希望する方は建設課まで申込みをしてください。

## ○申込資格条件

- ・収入基準額が月額20万円以下の世帯
- ・現在、住宅に困っていることが明らかなる方

## ○募集住宅

1DK (2戸) 家賃14,500円～

3LDK-1 (1戸) 家賃23,900円～

3LDK-2 (1戸) 家賃28,000円～

## ○申込み期限 10月20日(木)



▲ 3LDK



▲ 1DK

申込み・問い合わせ

建設課 都市住宅係 ☎ 46-2600

## 介護保険制度改正のお知らせ

## ◎介護保険制度の改正について

介護保険制度は、平成12年4月から始まりましたが、制度施行後の5年間の状況を踏まえて、制度の見直しが行われます。

見直しの大部分は、平成18年4月から実施されますが、一部の見直しについてはこの10月から実施されますので、その主な内容についてお知らせします。(平成18年4月からの見直しについては改めてお知らせします。)

## ◎施設サービス等を利用する際の保険給付の見直し

施設サービス等を利用する際の居住費と食費が保険給付の対象外となり、利用者の負担に変わります。施設で介護サービスを利用している人には現在、居住費と食費が介護保険から給付されていますが、在宅で介護サービスを受けている人はこれらの費用を自分で負担しているため、利用者負担の公平性を図るために見直されたものです。

## 【新たに利用者が負担することになる費用】

- ・特別養護老人ホームなどの介護保険施設(短期入所サービスを含む)を利用する際の居住費(滞在費)と食費
- ・通所介護(デイサービス)や通所リハビリテーション(デイケア)を利用する際の食費

○所得の低い方は居住費(滞在費)・食費の負担額が低く抑えられています。所得の低い方に対しては、サービスの利用が困難にならないよう、所得に応じて、居住費と食費の負担の限度額を設け、利用者負担を軽減するようにします。

## ◎そのほかの所得の低い方に関する制度の見直し

- 高額介護サービス費の見直し
- 社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度の見直し
- 高齢夫婦世帯等の居住費・食費の軽減等

## ◎制度改正に関する問い合わせ

- ・居住費(滞在費)や食費に関する問い合わせは、介護サービスを提供している事業者にお問い合わせください。

- ・その他今回の制度改正を含む介護保険全般に関する問い合わせは、  
保健福祉課高齢福祉係 ☎ 46-5113  
志津川在宅介護支援センター ☎ 46-5266  
歌津在宅介護支援センター ☎ 36-9112